

4) 直接経費

直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。

① 旅費交通費

旅費交通費は、測量作業及び打合せを実施するために必要な宿泊及び移動に要する費用である。

② 基地関係費

基地関係費は、測量作業を実施するための基地の設置または基地の使用に要する費用である。

③ 安全費

安全費は、測量作業において必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。

④ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品の作成に要する費用である。

⑤ その他

その他は、器材運搬、伐木補償、印刷製本及び車借上料等に要する費用である。

5) 技術管理費

技術管理費は、精度管理費及び成果検定費で構成する。

① 精度管理費 (測量作業規程：第13条及び第14条による)

精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。

② 成果検定費 (測量作業規程：第15条による)

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して、検定が必要な場合に計上する。

なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な経費、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。

なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて諸経費として計上する。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

2) 付加利益

付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査、計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を必要とする測量業務の費用である。

3 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に対する消費税相当額である。

第4 測量業務費の積算方式

測量業務費は、次の積算方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

1 測量作業費

1) 直接測量費

当該測量作業に必要な直接測量費を積上げて算定する。

直接測量費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

① 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア 所要人員

所要人員については、別に定めるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

イ 基準日額

基準日額は、別に定める「土地改良事業等単価表」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

② 賃金

賃金の算定は、所要人員に労務単価を乗じて求めるものとする。

ア 所要人員

所要人員については、別に定めるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

イ 労務単価

労務単価は、別に定める「土地改良事業等単価表」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

③ 材料費

材料費の算定は、別に定める「測量業務標準歩掛」に示す直接人件費に対する割合によるものとし、これにより難しい場合は、適正と認められる実績または資料によるものとする。

④ 機械経費

機械経費の算定は、別に定める「測量業務標準歩掛」に示す直接人件費に対する割合によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

⑤ 直接経費

当該測量に必要な直接経費を積上げて算定する。

2) 諸経費

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く）を対象とし、別表－1により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

なお、測量業務と地質・土質調査業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。

2 測量調査費

測量調査費は、別に定める「設計業務の価格積算基準」に準じて積算する。

3 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

別表－1

測量業務 諸経費率表

(1) 諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率または変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

(2) 算定式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経費率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。